事　務　連　絡
令和８年１１月１０日

各単位会（登録担当）　御中

日本行政書士会連合会
登録委員会

デジタル資格者証の発行申請時期及び行政書士変更登録申請における特定個人情報の提出について（周知）

日頃から、本会の登録事務に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和８年２月２日より、マイナポータル上でデジタル資格者証の取得が可能となり、これまでに多くの会員の皆様に申請いただいております。

現在、住所、氏名、本籍、事務所所在地、その他の登録事項等に係る変更登録申請を行う会員が、申請時点でデジタル資格者証を取得済みの場合は、特定個人情報（マイナンバー）に関する書類の添付を省略することができます。

一方で、この取扱いを利用するため、デジタル資格者証の発行申請と変更登録申請を同時期に行う事例が見受けられます。しかし、特定個人情報（マイナンバー）に関する書類の添付を省略できるのは、変更登録申請を行う時点で、既にデジタル資格者証の取得が完了している場合に限られます。

また、変更登録手続が完了するまでの間は、デジタル資格者証を発行することができません。そのため、デジタル資格者証の発行申請及び変更登録申請を同時期に行った場合、双方の手続に支障が生じることとなります。

つきましては、各単位会におかれましては、特に下記の点に御留意いただくとともに、会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

１　登録事項に変更が生じる予定があり、いまだ自治体への住民票の異動又は戸籍の変更手続を行っていない場合

自治体への住民票の異動又は戸籍の変更手続及び本会への変更登録手続を行う前に、デジタル資格者証の取得を完了させてください。

デジタル資格者証を取得した後、本会への変更登録申請に当たって、特定個人情報（マイナンバー）に関する書類の添付を省略することができます。

２　登録事項に変更が生じており、かつ、既に自治体への住民票の異動又は戸籍の変更手続を行っている場合

本会における変更登録手続が完了した後に、デジタル資格者証の発行申請を行ってください。

既に転居等に伴う住民票の異動又は転籍等に伴う戸籍の変更手続を行っている場合、本会の変更登録手続が完了するまでの間は、住民基本台帳情報又は戸籍情報と本会の登録名簿情報との間に不一致が生じるため、デジタル資格者証を発行することができません。

この場合、本会への変更登録申請に当たって、特定個人情報（マイナンバー）に関する書類の添付が必要となります。

３　デジタル資格者証の発行申請後、マイナポータルに不備通知が届いた場合

デジタル資格者証の発行手続において、住民基本台帳情報又は戸籍情報と本会の登録名簿情報が不一致の場合には、マイナポータルに不備通知が届きます。不備通知が届いた場合は、本会における変更登録手続が完了した後、改めてデジタル資格者証の発行申請を行ってください。

なお、この場合もデジタル資格者証の取得が未了のため、本会への変更登録申請に当たって、特定個人情報（マイナンバー）に関する書類の添付が必要となります。

以上